

**国債証券の上場廃止日の取扱いに関する
「債券に関する有価証券上場規程の特例の取扱い」の一部改正について**

平成27年9月11日
株式会社名古屋証券取引所

I. 改正趣旨

当取引所は、「債券に関する有価証券上場規程の特例の取扱い」の一部改正を行い、本年10月13日から施行します。

今回の改正は、新日銀ネットの稼働により、国債証券に係る元利払日前の振替停止期間が廃止されることに伴い、国債証券の上場廃止日について、最終償還期日から起算して6日前の日から3日前の日に変更するものです。

II. 改正概要

国債証券に係る上場廃止日は、最終償還期日から起算して3日前（休業日を除外する。）の日とします。

（備 考）

債券に関する有価証券
上場規程の特例の取扱い
5(4)b

III. 施行日

平成27年10月13日から施行します。ただし、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、同日に施行することが適当でないと当取引所が認める場合には、同日以後の当取引所が定める日から施行します。

以 上